島

届出があった件

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

告

○生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった ○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 ○生活保護法による指定介護機関に係る事業所の所在地を変更した旨 ○生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件 ○生活保護法による指定医療機関の事業を再開した旨届出があった件 ○生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 ○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 ○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 ○生活保護法による指定介護機関を廃止した旨届出があった件

○土地改良事業の施行を認可した件 ○県営土地改良事業計画を変更した件

○宅地造成等規制法により造成宅地防災区域を指定する件 する件

○都市計画法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域を指定

公

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件

示

福島県告示第十七号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定 (中国残留邦人等の

伊南小野木クリニッ名 医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、 平成二十六年一月十七日 南会津郡南会津町古町字新坂口一―一一所 在 地 福島県知事 佐 平成二五年 指定年月日 雄

円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)

手塚クリニック あずま通りクリニッ 同 福島市栄町一一二八 市御山字清水尻五 松ケ丘ビル

ク

みはる調剤薬局おやま店 あおぞら薬局競馬場前店 同 同 市御山字検田八三―四 市松浪町二―三三

元 敦記念 田口医院

白河市郭内一一

菜のはなこどもクリニッ ク 相馬市中村字川沼三〇七

南相馬市原町区大町一―七六

同

月日

○月二日

同 二月一日

年一

同

年一

一月三日

同

年一

二月一日

同 同 月

年一

日

日

医療法人社団メンタルクリ 同 市沖ノ内一一二一八

そよ風薬局相馬店 つかのまち調剤薬局

同同 市塚ノ町一―一四―七 市新沼字坪ケ迫九八

ニックなごみ

三 元 元 元 元

廣瀬歯科医院

同

月一 同

日

日

年一

同同 年一 日

二月一日

(社会福祉課)

福島県告示第十八号

次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。 第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。) の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号) 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等 により、

福島県知事 佐 藤 雄

平

平成二十六年一月十七日

称		
変		
更	所	
前		
	在	
変		
更	地	
後		

名

菜のはなこどもクリニック

相馬市中村字川沼三〇七

市沖ノ内一一二一八 市新沼字坪ケ迫九八

メンタルクリニックなごみ

同同

ひがし調剤薬局

同

市原町区高見町二―一二二―一

広瀬歯科医院

南相馬市原町区大町一―七六

そよ風薬局相馬店

あずま通りクリニック

福

田口病院

白河市郭内一

競馬場前薬局

同

市旭町九一二

亓

平戈二十六年一月十七日 ア戈二十六年一月十七日 次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。 第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十分)第五十条の二の規定(中国残留邦人第 <mark>在島県告示第十九号</mark>		藤田医院
平戈二十六年一月十七日 アガニ十六年一月十七日 アガニ十六年一月十七日 アガニ十八年一月十七日 アガニ 大田条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人第島県告示第十九号		字北町二一東白川郡棚倉町大字棚倉
を廃止した旨届出があった。 る生活保護法の規定を含む。)により、る生活保護法の規定を含む。)により、に関する法律(平成六年法律第三十号)第五十条の二の規定(中国残留邦人築	(社会福祉課)	字北町二二字批町二十字棚倉東白川郡棚倉町大字棚倉

平成二十六年一月十七 より、一号等

伊南小野木クリニッ名 称 ク

報

中沢医院

ささや鈴木内科

同

市笹谷字片目清水三一—

同

月

一 五 日

同

年

〇月三一日

一月三〇日

南会津郡南会津町古町字新坂口所 在 地

福島県知事

佐

平成二五年廃止年月日 藤 雄 平

福島市丸子字東前 _ |

市栄町七—二五

同

斎藤胃腸科ビル

同

月一日

○月三 日 年 一 年 同

同 月三一日

月一日

(社会福祉課) 同同同 日日日

田氏口

名

田

中

浩

同島

同

辻一四—— 福島市南沢又字四

福島県告示第二十号

第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号) 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等

> 次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を再開した旨届出があった。 平成二十六年一月十七日

堀切薬局

称

福島市飯坂町湯野字湯ノ上三六所在地

平成二五年 再開年月日

福島県知事

佐

藤

雄

平

(社会福祉課)

二月九日

福島県告示第二十一号

整復師を次のとおり指定した。 法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道 の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条

平成二十六年一月十七日

菅氏野 名 光秀 福島市飯野町字経住 所 バジル鍼灸整 施術所名 福島県知事

露久保 剛 檀四七—七 骨院

川町馬頭一三五〇—

七

○月一日

栃木県那須郡那珂 ふくろう整骨 院

伊達郡国見町大字藤 施術所の所在地

佐

藤

雄

白河市新白河一—二 田字北六三一 同 平成二五年九 月一〇日 指定年月日 年一

社会福祉課)

福島県告示第二十二号

摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。 の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん (平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条

平成二十六年一月十七日

大 川町四―五―一一山形県山形市小白

施術所名

フレアス在宅 マッサージ福

福島県知事

福島市南中央一—五 施術所の所在地 佐 平成二五年一 指定年月日 月 藤

雄

同

日

日

ホームヘル

センター プサービス 名事業所の

包括支援セ昭和村地域

ンター

ておす

島南

護事業所あっ

能型居宅介 小規模多機

米良 道忠 二本松市亀谷一— 亀谷池ノ入は り・きゅうマッ 七—二 二本松市亀谷一— ○月一日 年

年

サージ米良治

療院

(社会福祉課)

用具の給付を担当させるの作成、福祉用具の給けむ。)により、介護扶助 留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定(中国残福島県告示第二十三号 第三十号) 第十四条第 平成二十六年一月

					上 六	甩用 ` 丰
本町二 □ 会津若松市	二九—一 野字南光原	町一―一〇	一八三六 井八三六 八三六 八三六 八三六 八二 八二 八二 八二 八二 八二 八二 八二 八二 八二 八二 八二 八二	所 在 地	六年一月十七日	担当させる機関を欠のとおり指定した。用具の給付、介護予防若しくは介護予防、介護扶助及び介護支援給付のための民、介護扶助及び介護支援給付のための民土四条第四項においてその例によるこ
l ws t e	協医科器械	るさ 株式会社え	昭 和 村	名業者の	(で次のとおり、護予防若しくうが護支援給付いてその例
市本町三―二〇	南一―七―七	田町一―一〇 県福島市豊	川字中島六五二和村大字下中津	事業者の主たる		担当させる機関を欠のとおり指定した。用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含
同日	一二月 一二月 日年	六月一日 年	九 月 一 日 年	指定年月日	福島県知事	E画の作成又は 竪若しくは居字 れる生活保護
支援事業	宅機 小規模 小規模 形	護 防訪問介護	支援 事業 防	の 種 類	藤 雄 平	介護予防福気法の規定を
						社 画 含
なみずきに	でイナー おり おり おり は まり は まり は まり は まり は まり は まり			ん i	養 すずら 健施設 陽 介護老人保	屋 おり茶
	八字坪ケ迫九				一一 市郭内	
団医兹症					田口	

なみずき	相馬店	ん 護 健 施 設 ず ず ら 陽 保	屋 ひまわり茶 アイサービ	支援事業所 屋居宅介護 所
崎一―五五二本松市根	八 字 坪 ケ 迫 九 沼 沼 沼 沼 沼 沼 沼 沼 沼 沼 沼 え 名 え る え る え る え る え る え る え る ろ る ろ る ろ る	— 同 — 市 郭 内	同	寺一一三 一一三 勝
団慈水会	らい オ 式 会 社	田口武人	同	サクひまわり
根崎一―五五福島県二本松市	代沢五―二―一	内 同 一 市 郭	同	下向山一—三
	同日	— 同 一 月 日 年	同日	日日
ションー	導養防 管居 質居主 質問 管理主 質 管理主 管理 管理 管理 管理 管理 管理 管理 管理 管理 等 管理 等 管	設人 療短介シハ防 療短シビ通 保育養期子ントの でで 選明 保護 では できまり できまり では できまり で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	護 防 通所介護	業 防 支居 支援宅 援事予 護事

(社会福祉課

福島県告示第二十四号

業所の所在地を変更した旨届出があった。
される生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事される生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から、当該指定に係る主援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとる第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す

平成二十六年一月十七日

報

福島県知事 佐 藤 雄

平

ション・つくし	再第月の名称	ぎ 斤つ 石
七一三六	変	事
七—三六 福島市東浜町	更	業
町一	前	所
三福	変	の所
二—二八	更	在
三—二八	後	地
会社 株 民間 株	名	事業
株教会	称	業者の
成六—二一二—福島県郡山市開	事務所の所在地	事業者の主たる

(社会福祉課

福島県告示第二十五号

止した旨届出があった。

立れる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から、当該介護機関を廃される生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から、当該介護機関を経援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることと援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条の二第四項において準用す生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す

平成二十六年一月十七日

福島県知事 佐 藤 雄 平

ショート	名事業所の
会津若松	所 在 地
有限会社	名業者の
福島県会津若松	事務所の所在地事業者の主たる
平成二五年一一	廃止年月日
短期入所	の 種 類

局相馬店	な の き し
追 沼 相 九 八 坪 ケ ケ	四—— 市新横町
株 式 会 社	なごやか
四十二 東京都中央区日	市新横町四一六 月三〇日
月三一日年一〇	月三〇日
導養防 管居 管居之 管居主 實 實 實 實 實 實 實 實 實 實 實 實 實 實 者 實 者 , 。 者 , 者 , 者 , 者 , 者 , 者 , 者 , 者 , 者	護 所

(社会福祉課)

福島県告示第二十六号

部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光六年一月十七日から同年二月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一

平成二十六年一月十七日

福島県知事 佐 藤 雄 平

| 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要(仮称)いわき複合店 福島県いわき市泉第三土地区画整理地百十二街区ほか

1 廃棄物に係る事項

い。 廃棄物については、減量化及びリサイクルに努めるなど、適切に処理を進めるこ

2 その他

を持って対処し、迅速な解決に努めること。 問辺住民から苦情が申し立てられた場合は、申立人及び関係機関の指導等に誠意

(商業まちづくり課

福島県告示第二十七号

課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工六年一月十七日から同年二月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一

土地の区域

部商工課に備え置いて縦覧に供する。 平成二十六年一月十七日

福島県知事 佐 藤 雄

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要 会津若松ショッピングセンター 福島県会津若松市駅前町四十番ほ

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十八号

沢井地区に係る県営ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この 変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

平成二十六年一月十七日

福島県知事 佐 藤 雄

平

縦覧に供する書類

縦覧の期間 土地改良事業変更計画書の写し

平成二十六年一月二十日から 一月十日まで (二十二日間

 \equiv 縦覧の場所

石川町役場

(農村計画課

福島県告示第二十九号

福

条第一項の規定により、後田地区土地改良事業共同施行が後田地区に係る農業基盤整備 促進事業を行うことについて、平成二十六年一月八日認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第三項で準用する同法第十

平成二十六年一月十七日

福島県知事 佐 (農村計画課)藤雄平

福島県告示第三十号

指定する土地の区域として指定し、その関係図書を縦覧に供する。 により次のとおり都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十四条第十一号の条例で 福島県都市計画法施行条例 (平成十一年福島県条例第七十六号)第三条第一項の規定

平成二十六年一月十七日

福島県知事 佐 藤 雄

平

平

二 指定年月日

字東平、字西平、

字平前、

字観音前、

字観音下及び字一本石の各一部の区域

伊達市伏黒字上ヶ戸、字薬師堂、字西ノ内、字中古川、字新田、字堤下、字平下、

平成二十六年一月十七日

 \equiv 縦覧に供する図書

位置図及び区域図の写し

四 縦覧場所

建設部都市計画課

福島県土木部都市総室都市計画課、 福島県県北建設事務所総務部行政課及び伊達市

(都市計画課)

福島県告示第三十一号

造成宅地防災区域を次のとおり指定する。 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第二十条第一項の規定により、

平成二十六年一月十七日

福島県知事 佐 藤 雄 平

中満造成宅地	区域名
双葉郡楢葉町大字北田字中満	区域
次の図のとおり	区域の範囲

建設事務所建築住宅課及び楢葉町役場に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」は、 省略し、その図面を福島県土木部建築総室建築指導課、 福島県相双

建築指導課)

公 告

公告第十二号

とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 次の

福島県知事

佐

藤

雄

平

平成二十六年一月十七日

土地改良区の名称

退任した役員 二本松市土地改良区

役別 氏名

理事 三保 恵 二本松市永田馬保内三七番地

(農村計画課)

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、**公告第十三号**

平成二十六年一月十七日

福島県知事

佐

藤 雄

平

次の

同監同同同同理役就同監同同同同理事別任し 事別任し 関圓圓鈴鈴関大氏た関圓圓鈴鈴関大根谷井木木根樂名役根谷井木木根樂 役 別 退任した役員 鮫川村土地改良区一地改良区の名称 関 圓 圓 鈴 鈴 関 大 氏 根 谷 井 木 木 根 樂 名 孝之助 信實 彦輝 勝 一 徳 司 正 孝之助

福

信實 彦輝 勝 一 徳司正

同同同同同同同東住白所 郡郡郡郡郡郡郡郡郡 村大字西山字戸倉二〇九番地村大字西山字思越二五番地村大字西山字思越二七番地村大字西山字鬼越二七番地村大字西山字鬼越二七番地

(農村計画課)

リサイクル適性®